

# KiKo NEWS

伊豆稲取の雛まつり



平成25年度第3四半期の検査を振り返って  
大震災・津波から3年～被災から立ち上がるホール



### 伊豆稲取・雛のつるし飾りまつり

つるし雛は、娘のすこやかな成長を祈る親の愛の結晶だ。日本独自の伝統行事雛祭りは平安時代、貴族の子女の間で始まった。江戸時代になって、武家や富裕層にも普及してきたが、高価な雛人形は庶民には高嶺の花だった。

子供の幸せを願う気持ちに貧富の差があるはずもない。

伊豆半島の漁村稲取村(現静岡県東伊豆町稲取)の母親たちが身近にあった端切れを持ち寄って小さな雛人形を作り、ひもで結びつけたのがつるし雛の由来だ。江戸時代後期から始まった風習だが、稲取では平成10年から「雛のつるし飾りまつり」として1月下旬から3月末まで開催。明治時代のものから、絹で作られた華やかなものまで展示され、多くの観光客を迎えている。

同様のつるし飾りは、福岡・柳川の「さげもん」、山形・酒田の「傘福」があり、3大つるし飾りといわれている。

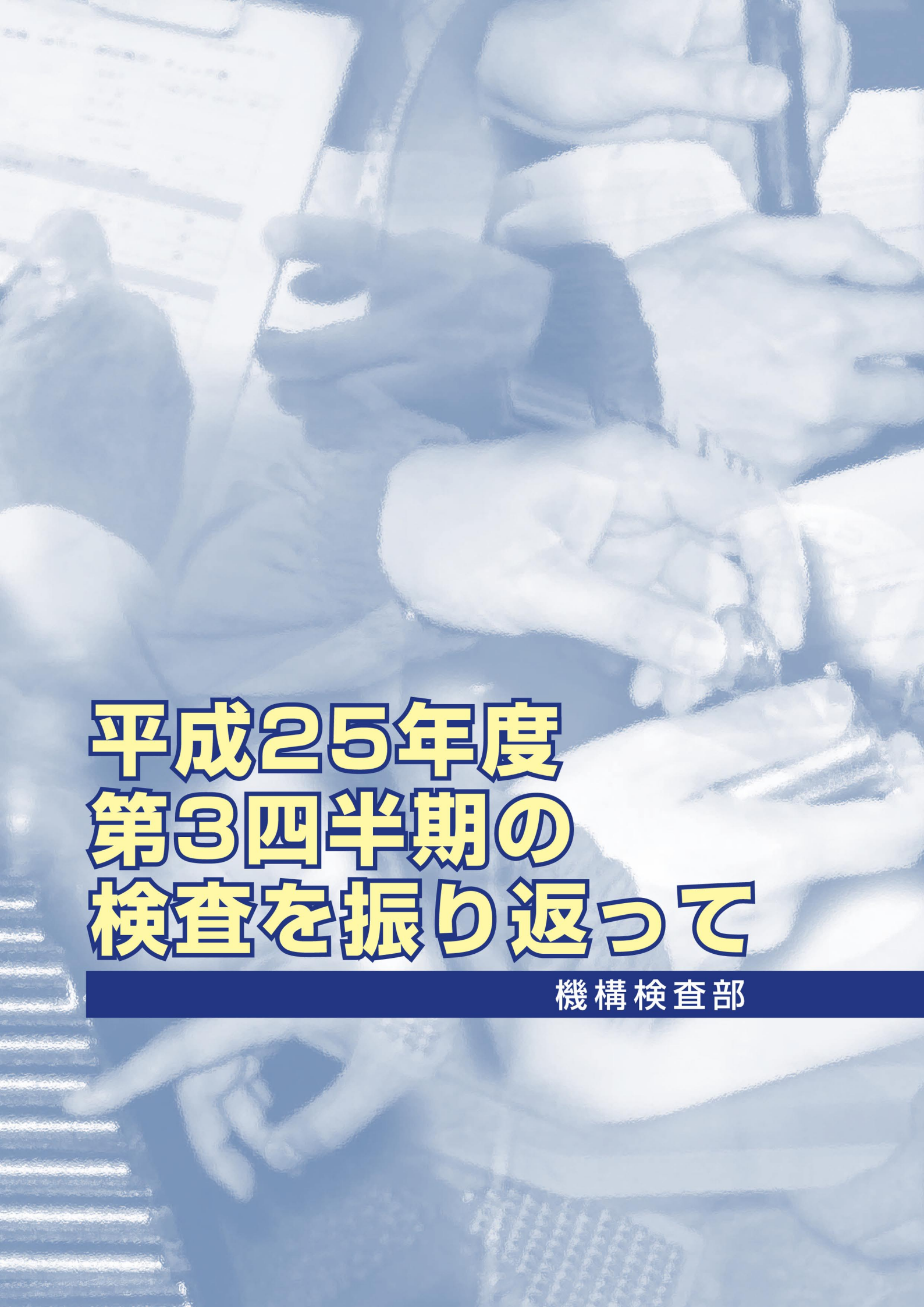
雛祭りには、もともと人の穢れを人形に移して川に流したり(流し雛)、焼いて無病息災を祈る側面もあった。つるし雛の多くも新年のどんど焼きで焼いてしまっている。

豊かになった現代、稲取の家々では雛壇に並ぶお内裏様とつるし雛が同居している。(N)

# CONTENTS

3 March  
2014

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 平成25年度第3四半期の検査を振り返って         | 1  |
| 大震災・津波から3年～被災から立ち上がるホール      | 6  |
| 機構の窓から「刑事の力」                 | 14 |
| 店長に求められる知識「業界知識Ⅲ」            | 15 |
| 「銀世界の裏」68～ものわすれ              | 18 |
| 警察庁保安課長の講話から業界のあるべき姿を占う 三堀 清 | 22 |
| データでみるパチンコ業界                 | 25 |
| お知らせ                         | 28 |



# 平成25年度 第3四半期の 検査を振り返って

機構検査部

# 残念な立入検査の受け入れ対応

機構検査部が平成25年度第3四半期（10月～12月）に行なった立入検査活動の結果報告をお届けする。

まず、お伝えしなければなら  
ないのは、昨年11月に検査を行  
うため入店したホールで機構の  
検査員が妨害に遭い、警察官が  
臨場するなどの騒ぎになった事  
案が発生したことである。当該  
ホールは、最終的に検査を受け  
入れたため、立入拒否の扱いに  
はならなかったものの、まさに  
「ぎりぎりセーフ」の事案であ  
った。

なお、本件に限らず、いくつか  
の店舗で説明に時間を要するケ  
ースがあった。機構検査員と  
しては普通に立入検査の説  
明を行っているのだが、ホ  
ール側は当初より検査員に  
対し喧嘩腰で、何か文句を  
言いたい、としか思えないこ  
とも多いのだ。

何度も指摘していることだが、  
検査を受け入れて頂ければ、そ  
れほど時間がかかるわけではな  
い。

例えば、今回のケースにおい  
ても、妨害時間、つまり受け入  
れ交渉に要した時間は警察官臨  
場などを含めて約2時間、それ  
に対して検査に要した時間は約  
40分であった。





# 平成25年度第3四半期の検査を振り返って

## 《月別検査集計一覧》

(平成25年10月1日～平成25年12月31日)

| 各月        | 訪問<br>都府県方面<br>数 | 検査ホール数 |     |     | 検査台数 |      |     |     | 計    |
|-----------|------------------|--------|-----|-----|------|------|-----|-----|------|
|           |                  | 遊技機    | 計数機 | 計   | 遊技機  |      | 計数機 |     |      |
|           |                  |        |     |     | ぱちんこ | 回胴式  | 玉   | メダル |      |
| 10月       | 14               | 148    | 27  | 175 | 1090 | 1154 | 22  | 16  | 2282 |
| 11月       | 11               | 160    | 36  | 196 | 1136 | 1211 | 17  | 25  | 2389 |
| 12月       | 9                | 111    | 22  | 133 | 758  | 838  | 19  | 11  | 1626 |
| 計<br>(平均) | 34               | 419    | 85  | 504 | 2984 | 3203 | 58  | 52  | 6297 |

もう二度と起こらないで欲しい事案である。

## 計数機検査や 設置遊技機の メンテナンス等 について

その他、この3か月間の検査においても、遊技機の不正改造と思われる異常な事案がいくつか確認されている。ただし、以前より注意を呼びかけていた回胴式遊技機のメダルセレクター裏のカバーの欠損事案は少なくなってきたようだ。

さらに計数機の異常事案はこの3か月だけでなく、昨年4月からの9か月間をみても少数であり、ホール側の清掃やメンテ

ナンスが行き届いてきたのではないかと感じている。

## 3か月間に 504店を検査

いずれにしても良い傾向なので、この状況が続けて頂きたいと思っている。

次に検査の結果についてお知らせしたい。

上記別表の通り、平成25年の10月から12月までの3か月間に機構検査部としては、31地区の504店舗（うち計数機検査は85店舗）に伺い、ぱちんこ遊技機2984台、回胴式遊技機3203台の合計6187台の遊技機を検査した。また計数機検査として、玉計数機58台、メダル計数機52台の合計110台の計数機検査も実施した。

# お客様の動向

また、稼働率の調査（頭どり）については割愛させて頂いているが、概要としては、この3か月の稼働率は昨年に比べればダウンしているものの、月ごとに見ていくと年末にかけてアップしているように感じる。業界ニュースなどでは年末にかけてマイナス幅が大きくなっていくような報道であったが、機構検査員の手元データでは逆の傾向が出ている。

当機構の検査員がカウントした「頭どり」数値のトータル平均を昨年同期比で比べると、パチンコ4円が昨年23%↓今年20%、パチンコ低玉貸が昨年40%↓今年39%、回胴式遊技機20円が昨年26%↓今年26%、回胴式

遊技機低貸が昨年33%↓今年37%という数値になっている。参考にして頂きたい。

次に機構に対して誓約書をご提出されているパチンコホールは、12月末現在で1万1923店舗であった。

全国の誓約書提出ホール数は本年3月末の時点からマイナス162店舗となっている。機構は立入検査を開始した平成19年

《誓約書提出ホール数》

| 月        | 10    | 11    | 12    |
|----------|-------|-------|-------|
| 誓約書提出ホール | 11965 | 11957 | 11923 |
| 前月との差異   | -47   | -8    | -34   |

(平成25年10月1日～平成25年12月31日)

4月から誓約書の提出店舗数をカウントしているが、毎年マイナスを記録している。

なお、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされていることから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。

次に、本年第3四半期の各都府県方面別の検査ホール数、検査遊技機数を左記別表でお知らせする。参考として頂きたい。





# 平成25年度第3四半期の検査を振り返って

## 《都府県方面別検査集計一覧》

(平成25年10月1日～平成25年12月31日)

| NO  | 都府県方面名 | 検査ホール数 |     |     | 検査台数 |      |     |     | 合計   |
|-----|--------|--------|-----|-----|------|------|-----|-----|------|
|     |        | 遊技機    | 計数機 | 合計  | 遊技機  |      | 計数機 |     |      |
|     |        |        |     |     | ぱちんこ | 回胴式  | 玉   | メダル |      |
| 1   | 札幌方面   | 27     | —   | 27  | 208  | 202  | —   | —   | 410  |
| 2   | 釧路方面   | —      | 5   | 5   | —    | —    | 4   | 1   | 5    |
| 3   | 北見方面   | —      | 2   | 2   | —    | —    | 2   | 2   | 4    |
| 4   | 函館方面   | —      | 6   | 6   | —    | —    | 5   | 1   | 6    |
| 5   | 岩手県    | 7      | —   | 7   | 56   | 56   | —   | —   | 112  |
| 6   | 宮城県    | 20     | —   | 20  | 128  | 182  | —   | —   | 310  |
| 7   | 秋田県    | 8      | —   | 8   | 64   | 60   | —   | —   | 124  |
| 8   | 山形県    | 7      | 7   | 14  | 36   | 76   | 7   | 4   | 123  |
| 9   | 福島県    | 16     | 8   | 24  | 106  | 95   | 1   | 8   | 210  |
| 10  | 栃木県    | 23     | 7   | 30  | 172  | 168  | 6   | 6   | 352  |
| 11  | 千葉県    | 31     | —   | 31  | 228  | 240  | —   | —   | 468  |
| 12  | 神奈川県   | 23     | 10  | 33  | 130  | 178  | 5   | 6   | 319  |
| 13  | 新潟県    | 19     | —   | 19  | 144  | 156  | —   | —   | 300  |
| 14  | 長野県    | 14     | 11  | 25  | 84   | 132  | 6   | 9   | 231  |
| 15  | 富山県    | 9      | —   | 9   | 72   | 72   | —   | —   | 144  |
| 16  | 石川県    | 9      | —   | 9   | 64   | 78   | —   | —   | 142  |
| 17  | 福井県    | 10     | —   | 10  | 80   | 68   | —   | —   | 148  |
| 18  | 岐阜県    | 26     | —   | 26  | 206  | 184  | —   | —   | 390  |
| 19  | 愛知県    | 16     | —   | 16  | 80   | 160  | —   | —   | 240  |
| 20  | 滋賀県    | 17     | —   | 17  | 128  | 126  | —   | —   | 254  |
| 21  | 奈良県    | 7      | —   | 7   | 62   | 40   | —   | —   | 102  |
| 22  | 岡山県    | 14     | —   | 14  | 84   | 136  | —   | —   | 220  |
| 23  | 広島県    | 24     | —   | 24  | 166  | 186  | —   | —   | 352  |
| 24  | 徳島県    | 9      | 7   | 16  | 72   | 50   | 5   | 5   | 132  |
| 25  | 香川県    | 9      | 1   | 10  | 48   | 42   | 1   | 1   | 92   |
| 26  | 愛媛県    | 17     | 6   | 23  | 126  | 126  | 6   | 2   | 260  |
| 27  | 高知県    | 10     | 3   | 13  | 80   | 70   | 3   | 1   | 154  |
| 28  | 福岡県    | 30     | —   | 30  | 238  | 208  | —   | —   | 446  |
| 29  | 宮崎県    | 5      | 5   | 10  | 40   | 28   | 4   | 2   | 74   |
| 30  | 鹿児島県   | 4      | —   | 4   | 26   | 26   | —   | —   | 52   |
| 31  | 沖縄県    | 8      | 7   | 15  | 56   | 58   | 3   | 4   | 121  |
| 合 計 |        | 419    | 85  | 504 | 2984 | 3203 | 58  | 52  | 6297 |

# 大震災・津波から3年 被災から立ち上がるホール

東日本大震災からこの3月で丸3年を迎える。地震、津波そして福島原発事故が重なり、多くの犠牲者が出た。公営住宅建設や除染作業などは遅々として進まず、今なお27万人が避難生活を続けている。将来への不安や後遺症に苦しむ人たちも多く、影響は全国に及ぶ。津波の被害から立ち上がり、再建を実現させた被災地のホールの苦闘を報告するとともに各地の復興への取り組みを紹介する。3.11を風化させてはいけない。



被災直後の大槌町



# 壊滅的な混乱の中から再起

## 大槌町 カネマン

津波で壊滅的な打撃を受けた岩手県上閉伊郡大槌町。鉄道、駅、役場、商店街などが破壊され、混乱が続く中で「カネマンルート45」カネマン（三浦憲社長）経営は再建を実現させた。津波被害を克服するどんな苦労があったのか。なぜ乗り越えられたのか。また復興を目指す地域とどう共生していくのか。1月末現地に入った。

『海岸には山肌がせまり、鋭く入りこんだ湾の奥まった箇所は村落がいとなまれている』。ルポルタージュ「三陸海岸大津波」で吉村昭はリアス式海岸をこう表現している。その風景が広がっている。東京から新幹線と在来線乗り継いで5時間余で釜石に。車で海岸沿いの道路を走り、大槌町に向かう。横倒しになったままの堤防、雑草が生い茂る民家の跡地。ブルドーザーが動き回る工事現場がいたるところで見られる。晴れ。最

低気温は氷点下3・2度だが、最高気温が9・7度まで上昇する暖かい日だった。雪はない。

約20分。幹線道路から少し入ったところにホールがあった。白とライトブルー、グレーの建物上部に「ROUTE45」の文字がある。パチンコ221台、スロット72台がある。従業員11人。山がせり出してくる割合高台にあり、こんなところはまだ津波が押し寄せたとは信じられない場所だ。店内に入ると、毛糸の帽子にアノラック、ハンチングに茶のコートなどの男性や黒のコートの中年女性らが台に向かっている。

サブリーダーの高橋利成さんは「常連さんが多く、工事関係のお客様も見えます」と話す。

### ホールは水没 徒歩で5時間

震災当時から残っている従業員は8人で、高橋さんはその1人。

あの日勤務に就いていた。

14時46分。巨大地震が襲う。休憩時間で2階の休憩室にいた。

「これはただ事ではない」と思い、すぐ1階に降りる。照明が消える。お客さんたちが外に飛び出す。出

玉のたまっているお客さんについては名前などをメモし「早く出て下さい」と促す。カウンターに1人、フロアーに4人がおり、管理職

も3人いたので、作業は早かった。お客さんを全員送り出し、駐車場

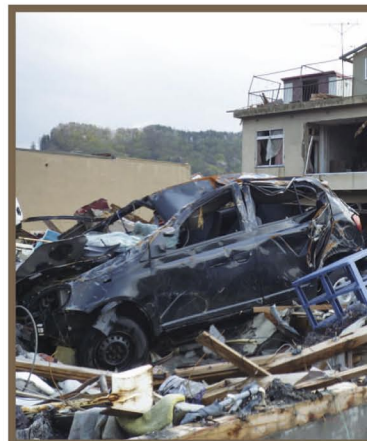
場に出る。エンジンをかけ、ラジオを聞くが、情報はない。海の方を見ると何か所も煙のようなものが上がっている。「あれが津波だったんです」。

各自避難することにし、3人は車で高台に逃げ、残る人たちは屋上へ上がった。高橋さんは山の方向へ車を走らせた。

津波は約40分後に襲来し、店舗も1・5mまで水没した。

建物が破壊されなかったのは海側の道路が防波堤の役割を果たし、「瓦礫がみんなそこで食い止められたんです」。

車の中で一夜を過ごした高橋さんは、翌日歩いて釜石の家に戻った。幹線道路は交通止めで、山側



### 悲劇が襲う

だが、三浦社長には悲劇が襲った。

「カネマン」本社は海岸から約600mの町役場のすぐそば。また近くに自宅があった。その一帯を



周囲は山に囲まれている



駐車場への入口



カネマン ルート45

「3月に入り、小雪が舞うのを見ると、どうしても2年前の出来事を鮮明に思い出します」（2013年3月日誌）

「母の遺影が私を呼ぶような気がしてきました」。病状が悪化し、病院で「震災躁鬱病」と診断される。激やせし、入院もした。

「私を苦しめました」。だんだん夜寝られなくなり、「母の遺影が私を呼ぶような気がしてきました」。病状が悪化し、病院で「震災躁鬱病」と診断される。激やせし、入院もした。

高さ10mの津波が直撃、市街地の52%が水没した。三浦社長は手記・日誌にこう書いている。「私は震災時、盛岡の店舗で仕事をしていた為、助かりました。しかし、大槌町の自宅にいた母、妻、娘2人と、生後1ヶ月の孫の5人は流され、大槌町の自宅・本社ビル・店舗も被災しました」

混乱がやや収まってきた5月、希望者全員を再雇用、内陸の別のホールで働いてもらう手はずを整

りました」と振り返る。高橋さんも「すぐ保険が下り、助かりました」と振り返る。

「毎日、5人が写っている遺影を供養しても、感情を少し抑えることができる様になる」（2014年1月同）癒えない悲しみが伝わって来る。三浦社長は自らの体験を公表することについて「どんなひどい災害だったか多くの人に知ってもらいたい。忘れてほしくないのです」と語っている。

## ホールを再開

しかし個人的事情とは別に解決しなければならぬ経営の問題がのしかかった。

ホールをどうするのか。従業員たちの生活をどうするか。浸水したホールでは遊技機やコンピュータなどが全滅。汚泥やゴミが流れ込み、とても使える状態ではない。取り敢えず従業員16人を「会社都合」の解雇とする応急措置を取った。会社都合とすれば雇用保険の適用が早く、額も多いためだ。高橋さんも「すぐ保険が下り、助かりました」と振り返る。



瓦礫はこの道路で食い止められた



「水はここまで来ました」と説明する高橋さん



本社の外壁だけが残った

【津波警報/注意報発生時対応マニュアル】

《地震発生》

↓  
【TV・ラジオ・PC・携帯で状況を確認】

↓  
《津波警報/注意報発生》

○津波到達予想時間を確認。

1時間以内に到達の場合 ⇒直ちにお客様を避難誘導し施設後避難。  
避難後に部長(社長)へ報告。

1時間後以上に到達の場合 ⇒お客様へ避難を促し、ホール内集金。  
到達予想時間の1時間前までに避難。  
\*状況によって途中閉店。

○避難経路

- ①ファミリーマート方向へ南下し、国道45号側へ上る
- ②盛駅方面へ北上し坂を上った所へ上る

①店舗屋上

緊急時対応マニュアル

連絡の基本ルール

- ・お客様の対応を優先(安全確保)
- ・緊急時は直接電話
- ・その他はメール
- ・災害時窓口は浅沼
- ・営業支障及び、警察関係は高橋
- ・全てにおいて優先すべきは人命と安全。

カネマンのマニュアル



ホール内に「ふるさと三陸」の旗が



えた。「社員は定年まで雇用してあげなければ、その人達の家族までが路頭に迷います」(手記)という経営理念からだった。

ホールをどうするか。簡易ホテルなど他の業種への転換も考えたが、悩んだ末再開を決定する。

震災後、千葉から帰ってきた長男の三浦崇専務は「再開してほしいという地元の声に押されたのだと思います」と話す。

というのとはこんな場面があったからだという。

泥まみれのホールを2人で訪れた際、漁業関係者の男性に「再開

しないんですか」と聞かれた。三浦社長は「低貸しでもやればと思っているんですが」と答えた。「そんなこと言わずにこれまで通りやって」の言葉が返ってきたという。

こうして12月に営業が再開された。

震災の教訓を生かす

再開したホールには「震災対策」が盛り込まれた。

パチンコは各台計数機とした。ドル箱や床に落ちた玉でお客様の避難が妨げられないようにという配慮である。電話が不通になった経験から「全5店にラジオを配置しました」(三浦専務)。災害発生時の恐れがある時、町から携帯にメールを送るシステムになっているが、何が起きるか分からないのが災害である。

地震、津波など災害別に詳しいマニュアルも作成した。

津波のマニュアルを見ると、地震が発生した場合、テレビ、ラジオ、パソコン、携帯などでまず状況(津波警報か注意報か)を把握する。そして津波の到達予想時間



海拔が表示されている



を確認する。素早くお客さんを避難誘導し、従業員も避難する。そのあと本社などへ連絡する。「ルート45」の場合は車で逃げられなければ屋上へ避難することになっている。

また、2013年9月から従業員のために「安否確認システム」を導入した。災害時に従業員の携帯電話にメールを送信、返信で安否を確認する仕組み。毎月1回、全従業員にメールを送信、訓練を



ひょうたん島のモデルになった蓬萊島



時計が津波襲来の時間で止まっている(役場)



鉄道の橋脚が残っている

行っている。  
お客さんたちも地震には敏感になっ  
ている。「ちょっとグラツとき  
たら、聞かれますから、どんな小  
さな地震でも情報をお伝えするよ  
うにしています」(高橋さん)と言  
う。  
こうした対策を取り、「営業は軌  
道に乗ったと言えます」と高橋茂雄  
営業部長は説明する。

## 地域との共生を

だが、町の復興はこれからだ。  
ホールは地域の一員と言われる  
が、大槌町ほど典型的な例はない。  
2店あったホールは「ルート45」  
だけになった。人口は減り、多く  
の住民が避難所暮らしを強いられ  
ている。

再開前、島を取り払い、ワンフ  
ロアにしたホールを開放した。役  
場などが破壊され、集まって今後  
のことを話し合う場所もなかった。  
多くの会議が開かれ、ボランティア  
の人たちもここを支援の基地に  
使った。

住民を元気づける「復興食堂」  
もここで開かれた。  
復興に役立つなら何でも協力し  
ようという考えからだ。先  
祖代々大槌町で暮らしてきた

だけに三浦社長らの町に対す  
る愛着は強い。現在は本社機  
能を盛岡に移しているが、三  
浦専務は「久慈がNHKのド  
ラマで活気付いたように何か  
核になるものがないか探して  
いるんです」と話す。

住民が総力を挙げての取り  
組みが行われている。その中  
でホールが地域でどんな役割  
を果たせるか。これからにか  
かっている。

ホールには「ふるさと三陸  
ふたたび輝くその日まで、  
ひとりひとりが、できること  
を」と白く染め抜いたオレン  
ジ色の旗が掲げられている。

## 「希望の灯り」が 照らす

被災した町を三浦専務と高橋営  
業部長とともに廻った。

大槌湾を一望できる高台に上  
る。山に囲まれた平地がむき出し  
になっている。JRの線路や駅は  
跡形もない。川にかかる陸橋は橋  
桁だけが残されている。瓦礫はす  
っかり片付けられ、工事のトラッ  
クが走り回り、盛り土が行われて

## 大槌町

岩手県の海側、宮古と釜石の間にあ  
り、典型的なリアス式海岸を抱える。  
面積約200km<sup>2</sup>。吉里吉里半島と箱崎  
半島に挟まれた大槌湾の奥に役場や鉄  
道の駅などの中心部があった。漁業が  
盛んで、大槌湾には蓬萊島があり、井  
上ひさしの「吉里吉里人」が評判を呼  
んだこともあり、1982年町おこし  
の一環として「吉里吉里国」独立宣言  
を行い、観光誘致に役立てた。町の名  
称は戦国時代の武将・大槌氏に由来す  
るなどの説がある。

地震、津波の被害は、死者・行方不  
明者1285人(関連死を含む)、家屋  
倒壊3717棟(岩手県調べ)に上る。

いる。

「あそこに本社があつたんで  
すよ」。三浦専務が指をさす。町役  
場の近く、「あの水たまりがある  
ところですよ」。そして丘の上から  
見て右手に「実家がありました」。

高台に「希望の灯り」がある。  
阪神淡路大震災の被災者らから贈  
られたもので、石柱の上にのせら  
れたガラス容器の中で小さな火が  
揺れていた。

平地におり、街の中心部へ。町



希望の灯りを見る三浦専務(左)と高橋営業部長



復興商店街



役場の建物がぼつんと残っている。壁面に取り付けられている時計の針が「3時25分」のあたりで止まっている。「あれが津波が来た時間です」。

海岸へ。巨大な堤防が傾いたまま残されている。「工事中」の黄色い看板が立てかけられた脇を抜け、浜へ出る。目の前に「蓬萊島」が。「ひよっこりひようつらん島」のモデルになった島で、確かに横から見ると瓢箪の形をしている。「子供の頃、ここまで自転車で来て、よく釣りをしたんです」。三浦専務が懐かしそうに話す。堤防が繋がっており、歩いて島に渡れたのだが、津波で破壊され、復旧工事が行われている。

漁港には陸揚げされた漁船が並ぶ。漁船の被害に加え、水産加工工場が流され、町の主要産業は大きなダメージを受けている。

内陸部に戻り、復興商店街へ。2階建てのアパートのような建物などにいろいろな商店が入っている。衣料品店、ラーメン屋、洋菓子店、印刷屋などがあり、広場の一角にATMが設置してある。タクシー会社もある。「海岸沿いの復興商店街で一番の売り上げだそ

うです」と高橋部長。買い物客の車が停まり、賑わっている。町は整地している元の場所に商店街を移し、復興の端緒にしたい考えた。しかし、仮設住宅などか

## 「行政が力を発揮する時」 秋山岩手県遊協理事長

ら遠くなるので、話はまとまっていけないという。将来計画を作成し、実現するにはいろいろ解決しなければならぬ問題がありそうだった。

ホール15店が破壊されるなど甚大な被害を被った岩手県。組合員を取りまとめる理事長の秋山照明さんは復興の遅れを指摘するとともに「今こそ行政が力を発揮しなければならぬ時だ」と強調する。

「明日どうなるのか」という被災者の不安を解消するには明確な将来計画を示すしか手段がないからだ。被災地の町づくりが進まなければホール経営も成り立たない。現状と展望を聞いた。

### 歯がゆい 復興の遅れ

JR二戸駅から車で山腹沿いに作られた道路を走る。海岸地方と違い、一面の雪に覆われている。深く切れ込んだ谷の下方に所々集

落がある。右手に大きく開けた平地と民家が目に入ってくる。秋山さんの本拠地・一戸町である。JR一戸駅のすぐ脇に社長を努める「アキヤマ」のビルがあった。

岩手県は地震と津波で死者、行方不明者5815人、家屋倒壊2万5705棟など12市町村で様々な被害(警察庁、2月10日現在)を受けた。被害は三陸海岸沿いが甚大で、ホール15店が全滅した。うち3店が復旧したが、「完全に店舗が流された店もあって残念ですが復旧は出来ませんでした」と言う。「15店全部歩きましたが、それはひどい有様でした」。

では各地域が被災から立ち上がる作業は進んでいるかというところ「遅れている」。確かに災害公営

住宅の建設ひとつを見ても完成したのはわずか。多くの人が3年近くたっても仮設住宅に入っている現状だ。

なぜ復興が進まないのか。秋山さんは原因を3つ挙げる。



秋山理事長(一戸で)



被災地での秋山理事長

ひとつは瓦礫処理に時間がかかったこと。瓦礫は岩手、宮城両県で約2000万tと言われる。当然県内処理では間に合わず、他の自治体に処理を依頼したが、受け入れ先が決まらず、計画が遅れた。環境省によると2県の広域処理分が今年度中に終了する見込み。放射線量の測定など福島原発事故も影響した。

もうひとつは国の用地測量(境界確定測量)の遅れという。計器を使って正確な土地の境界線を確認する作業で、国土交通省の所管津波被害に遭った地区では建物が流出し、土地の境界線がはっきりしない。新たな町づくりには用地使用について土地所有者と交渉しなければならぬが、境界線がはっきりしなければ手のつけようもない。まして遠方に避難している人も多い。「岩手は海側の作業がもともと遅れていました。復興計画と言っても境界線問題が片付かなければ前に進みません」と指摘する。

最後は町づくりにおける行政の対応の遅れ。新たな防潮堤を造ると決めても高さをどうするか意見が分かれるとの報道があった。従

来と同じ高さにするかそれを超える高さにするか。元の土地に住もうとする人たちは安全を優先し、防潮堤は高い方がいいと考える。しかし漁業関係者や観光関連の人は海に高い壁が出来れば何も見えなくなり、かえって危険だと言う。行政の出番である。

「スピードが必要な時に役所はすぐ『予算は』『前例は』と言いつつ議論に明け暮れているんですよ」。

## 支援の陣頭指揮に

震災当日は盛岡の県遊協で理事会の最中だった。情報交換を約束してそれぞれの地域に向かったが連絡は入らない。鉄道、道路は切断され、動くことも出来ない。やや落ち着いてきた2週間後に海沿いを歩いて被害状況を確かめた。2日間かかった。

具体的な支援を考え、精力的に動き始める。毛布300枚、カップラーメン1000人分など食料を集めて回った。一戸町商工会会長、県商工会連合会副会長としての幅広い人脈が役立つ。運送会社は大阪から毛布を無料で運んでくれた。社員、商工会のメンバー

ら60人を編成、町のバス、会社の車5台で被災地に繰り出した。大槌町では炊き出しに加え、直径2mの大鍋で豚汁をつくり、被災者に配った。午前4時出発、帰ってくるのは午後10時過ぎ。片道約4時間の強行軍だったが、「誰1人文句を言わなかった」と振り返る。支援活動は計6回実施した。

「ああいう時に人の心が分かるんです」。協力してくれた人たちへの感謝の気持ちを今も持ち続けている。

## 早く将来像を

「現場では不安だけが先に立つんです」と秋山さんは被災者の気持ちを代弁する。

「明日どうすればいいのか。働く場所は。住む場所は。それが未だに見えてこない」。瓦礫が片付けられ、整地が終わっても「ここに家を建ててもまた津波が来るんじゃないかという不安もあります」。だから早急に地域の将来像を行政が示す必要があると指摘する。

「10年先の見通しでもいいんです。計画があればそれを元に考えることが出来ますから」。国も県も協力してもっと力強く、



大槌町で炊き出し



被災者が連絡を取り合った掲示版

そして早く将来の枠組みをつくってほしいというのが、一貫した秋山さんの主張だ。県の会議などに参加、働きかけを行っている。東奔西走の日々はまだ続きそうだ。

## 三陸地震・津波

三陸海岸は東日本大震災前にも3回大きな地震・津波に襲われている。

気象庁によると、明治29年（1896年）6月の「明治三陸地震」はマグニチュード8.2。最大38・2mの津波（遡上高）などにより岩手県を中心に東北、北海道で2万人を超える犠牲者を出した。昭和8年（1933年）3月にはマグニチュード8.1の「昭和三陸地震」が発生、同28・7mの津波が襲い約3000人の死者・行方不明者が出た。

同35年（1960年）にはチリ地震津波（最大6m）が襲来、同142人が犠牲となり、家屋1500戸余が全壊した。数十年に1回は大きな地震・津波被害が出ていることになる。

## 各地に避難27万人

### 進まぬ「災害公営住宅」建設

警察庁緊急災害警備本部によると、東日本大震災の被害（2014年2月現在）は、死者、行方不明者1万8520人、負傷者6147人。建物の全半壊は40万78戸、浸水1万3570戸、道路の損壊4198か所、堤防決壊45か所などに上る。被害は22都道県に及び、被害は岩手、宮城、福島の3県に集中している。

マグニチュード9.0の巨大地震は、広範囲に深刻な被害をもたらした。避難者数は一時約47万人に上った。その数は減少してきたものの、復興庁の調査（2013年末）では全国27万4088人が避難生活を余儀なくさせられている。

避難先は宮城9万1002人、福島8万6578人、岩手3万5238人と3県が多く、次いで東京8033人、山形6177人、茨城4970人など全国に及んで

いる。また、被災地から県外へ避難した人たちは福島約5万人、宮城同7300人、岩手同1500人とみられている。避難した人たちがどのような住宅に入居しているかを厚生労働省が調査（2013年秋）したところ、約10万人が仮設住宅に入居。同13万人が民間住宅、同2万5000人が公営住宅などにはいつている。

仮設住宅などに住んでいる人たちにとって期待は「災害公営住宅」になる。自宅を失った被災者に安い家賃で恒久的に貸すもので、自治体が整備する。大震災については復興交付金で建設費の8分の7がまかなわれることになっている。復興庁のまとめでは、約2万1000戸が必要とされ、約60%が着工にこぎ着けているが、完成したのは約2%という現状（同）。震災関連死は2688人に上り、その9割が66歳以上の方という。

# 機構の窓から

## 刑事の力

捜査着手から一か月もたっていないスピード解決だった。久しぶりに気分がよかった。1月25日のことだ。「マルハニチロ」の冷凍食品に農薬「マラチオン」を混入した男(49)が偽計業務妨害の疑いで群馬県警に逮捕された。男の作業衣などから食品に添付されたものと同じ農薬が検出されているほか、事情聴取の後姿をくましたり、取り調べに対し給料が減ったことで会社に強い不満を持っていたというから犯人に間違いのないだろう。

自分の不満から不特定多数を対象にするこの種の犯罪は卑劣なもので、大勢の従業員の中から容疑者を絞り込むのは膨大な労力と時間が必要になる。2007年から同8年にかけて中国から輸入された冷凍餃子に毒物が混入され被害者が出た事件でも中国当局の捜査で犯人が逮捕されるまではかなり時間がかかった。その犯人も今年になってやっ

と無期懲役の判決が出た。他国の事件と比較するわけではないが捜査着手から一か月未満のスピード解決は日本警察の力を国内外に見せた、と言える。

数十年にわたって事件を追ってきた元記者として言えば最近では警察にかかわる記事を読むたびに憂鬱になっていた。

1月23日、警察庁は「2013年の全国警察で免職と停職の懲戒処分を受けた職員が134人」と発表。新聞には「高止まり続く」と書かれた。

また25日の日経朝

刊のコラム「春秋」にはこうあった。「まだ20代の若者を羽交い絞めにし、火が通って熱くなった食べ物を顔に押し当てる。どんなひどい乱暴者の所業かと思えば、警察官の集まりでの出来事だという」。23日の静岡県警が地位や権限を乱用したとして行った9人の処分(うち2人は依願退職)を受けてのコラムである。

警察庁発表の処分理由を見ると異性関係の処分が一番多く112人、窃盗などの刑事犯が73人、ミスを取り繕うために書類を偽造するなど「公文書偽造・破棄・証拠隠滅」47件が目立っている。それでも最悪だった12年に比較すると56人(29%)減ったのだそう。新聞やネットには警察官の不祥事が連日のように掲載され警察に対する信頼が揺らいでいることも事実である。

最近では捜査関係者から「捜査協力が得られないケースもある」という嘆きも聞かれるが、そうした捜査環境の悪い中、正月を返上して300人の工場関係者の事情聴取を続け、14日には容疑線上にこの男を浮上させたと新聞報道にはあった。

群馬県警、といえは1971年の女性8人を乱暴目的で殺した「大久保事件」、連合赤軍の森恒夫、永田洋子らを逮捕、「あさま山荘事件」に続く12人の「リンチ殺人事件」など犯罪史上に残る大事件を解決した警察だ。先輩刑事に教えられた「刑事魂」は立派に引き継がれているのだろう。不祥事続きに気分は晴れなかったが、毒物混入事件のスピード解決で晴れがましい気分になった。難事件を解決し帰宅する刑事たちを拍手で送った現役の記者時代を思い出し、胸が熱くなった。こうなればなんとしても京都の「餃子の王将社長射殺事件」を解決し日本警察の力を見せてほしいものだ。

(勝)

聴取後 10日間姿消す  
農薬混入容疑者「給料安

所持品から成分  
偽計業務妨害容疑 49歳男、関与否認

農薬混入「契約社員」逮捕  
49歳「覚悟」しな

また25日の日経朝

また25日の日経朝





# 店長に求められる知識

## 業 界 知 識 III

### パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

店長という立場なら、知っておかなければならない知識が多々あります。「知らなかった」では済まされないのがパチンコ店の運営です。風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）などの法律はもちろん、都道府県や市町村の条例、その他さまざまな規制・制度など、すべて営業を行うために必要な知識になります。

今回は、広告・宣伝について取り上げます。風営法第十六条（広告及び宣伝の規制）で、「風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない」と定められています。広告・宣伝の内容が「著しく射幸心をそそるおそれのある」ものなら、同条による規制の対象になります。警察庁から、広告・宣伝に関する通知があったのは一昨年の7月でした。その前年6月に運用方針が明確化されたものの、趣旨に反した事例が後を絶たなかったことから、より具体的な例を示すことで遵法営業を強く求める内容となりました。その後、過剰な広告宣伝は一時収

まったかのようにみえたものの、依然多くの地域で行われているのが現状です。これまで意図的ではないものの知識がなかったため、処分の対象となったケースもあつたかもしれませんが、日々の集客に広告・宣伝は欠かせないものです。ですから店長が理解を深めるだけでなく、部下にも正しく指導する必要があります。

## 広告宣伝手法

### 【問題】

次のパチンコ店における広告宣伝の手法のうち、風適法上違反となるものはどれか。

ア：パチスロコーナーに「6つの誓い」と書いたPOPを掲示した。

イ：前日に最も多く大当たりした台の差玉数と同じ数の玉を入れた玉箱を、店舗入口付近の客室内に、装飾物として積み上げた。

ウ：店舗への案内として「駅から徒歩33歩、ダッシュで5秒」と書いたポスターを駅に貼った。

- 1 パチンコの無承認変更をうかがわせる表示  
例：「7つの力」「開店6周年」「8月8日パチンココーナー従業員一同「揃って」お待ちしております」「LOCK」など
- 2 事実が否かにかかわらず著しく射幸心をそそるおそれがある表示  
例：「3日には特選スイーツ限定提供」「6日は混雑予想日」「CR○○○には特に愛を込めて徹底清掃しました」「1日はライターの取材決定」など
- 3 著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示  
例：「獲得された遊技球等を実際以上に見せ掛ける表示」「出玉数について、自店の過去の記録や他店の記録と競う、もしくは制約や目標を掲げる表示」(第三者主催を含む)など
- 4 換金行為、一物二価・二物二価をうかがわせる表示  
例：「△△駅から徒歩で○秒、○歩、ダッシュで○秒」「特別に無料で遊技球等の提供を受けられることを示す表示」「遊技に伴って洗車、自転車修理・空気入れ等のサービスを受けられることを示す表示」

2012年7月に警察庁から通知された「ぱちんこ営業における広告、宣伝等の適正化の徹底について」の中で、規制の対象となる表示例が具体的に列挙されました。詳細は左の通りです。

【選択肢】  
a：ア、イ  
b：イ、ウ  
c：ア、ウ  
d：ア、イ、ウ

【回答分布】

a：0・8%    b：1・8%  
c：36・5%    d：60・9%

【正解と解説】

正解はdです。

アはパチスロの最高設定である6を連想させることから、3の「著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示」に該当します。

イも同様に3に該当します。通知文には違反に該当する具体例として、「実際に獲得されたものではない遊技球等を取めた玉箱を客室エントランス部等に強調して積み上げる表示」と示されています。

ウは、33と5の数字がそれぞれパチンコ・パチスロの景品原価率を連想させることから、4の「換金行為、一物二価・二物二価をうかがわせる表示」に該当します。

よって、ア、イ、ウはすべて風適法違反となります。

短期間に二度も同様の通知が出されたということは、お客様のパチンコ店に対する不信任に繋がりがかねません。パチンコ店が社会の信頼を得るためにも、遵法営業に努めなければなりません。

## 掲示・告知物

【問題】

パチスロ店におけるお客様向

けの掲示・告知物として、風適法上違反とはならないものはどれか。

【選択肢】

a：新機種の導入台数と設定ごとのボーナス確率を、島端の壁に掲示した。

b：機種名や台番号を一切伏せたうえで、高設定を投入した台数のみを店頭で告知した。

c：前週に最も稼働が高かった機種名を、その日のお薦め機種として店頭で告知した。

d：一定の当たり回数を超えた遊技台の椅子に金色のカバーを掛けた。

【回答分布】

a：93・3%    b：0・3%  
c：5・8%    d：0・6%

【正解と解説】

正解はaです。

導入台数は店舗の情報、設定ごとのボーナス確率は遊技機のスペックという事実であり、それを掲示すること自体に問題はありませ

ん。しかし、数字部分にロゴを使用する、特定の数字のフォントや色を変えて強調させるなどの表記は、「パチンコの無承認変更をうかがわせる表示」もしくは「著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示」に該当します。隠語・記号・イラストなども含まれるため十分に注意しましょう。

その他、bの高設定を投入した台数を告知するということは「著しく射幸心をそそるおそれがある」内容に該当します。cのお薦め機種として店頭で告知することは、特定の機種に対して「事実か否かにかかわらず著しく射幸心をそそるおそれがある表示」に該当するため、違反となります。dの椅子に金色のカバーを掛けるという行為は、b同様に高設定の告知と認識されます。

以上、併せてしっかりと理解しておきましょう。

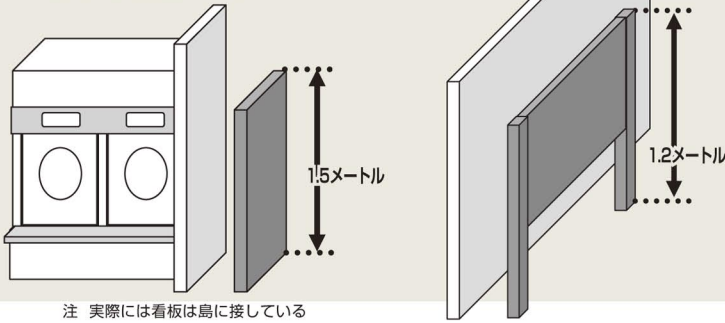
## 広告宣伝物(見直しを妨げる設備)

【問題】

図に示す広告宣伝物のうち、

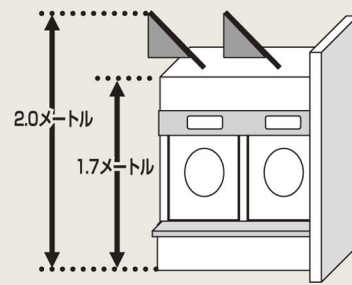
イ：壁際に高さ1.2メートルのホワイトボードを設置した。

ウ：島端に高さ1.5メートルの看板を設置した。



注 実際には看板は島に接している

ア：高さ1.7メートルの島の上に、高さ0.3メートルのフラッグを立てた。



風適法上違反とならない組み合わせはどれか。

風適法第十二条「構造及び設備の維持」に、「風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、第四条第二項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならぬ」と記されています。この技術上の基準には、客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないことが定められています。詳細は以下の通りです。

【正解と解説】  
正解はcです。

- 【回答分布】
- a : 25・7%
  - b : 39・4%
  - c : 27・4%
  - d : 7・5%

エ：無色透明のパーティションにチラシを張り付けた。



- 【選択肢】
- a : ア
  - b : ア、イ
  - c : ア、イ、ウ
  - d : ア、イ、ウ、エ

| 構造・設備の技術上の基準<br>客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと |  |
|--------------------------------------|--|
| 該当するもの                               | 仕切り、つい立て、カーテン、背の高いイス（おおむね1メートル以上のもの）   |
| 該当しないもの                              | 1 島設備<br>2 常時1.7メートル以上の高さに位置する設備<br>3 島端に接着して平行に設置される設備<br>4 無色透明の仕切り板等<br>5 壁に敷設される設備<br>6 賞品を陳列するための設備<br>7 常態的に移動する設備 |

選択肢を順番に見ていきましょう。アはフラッグが常時1・7メートル以上の高さに位置することから、見通しを妨げる基準には該当しません。

イはホワイトボードの高さに関係なく、壁に敷設されることから、同じく該当しません。ウは看板の高さに関係なく、島端に接着して平行に設置されることから、こちらも該当しません。

エはチラシを貼り付けることにより無色透明ではなくなるため、見通しを妨げる基準に該当します。よって、エのみが風適法違反となります。

その他補足として、右表7の「常態的に移動する設備」とは、

客室内を常態的に移動し、停止する場合も一時的な停止に留まるものを指します。例として、ワゴンサービスのワゴンなどが挙げられます。併せて覚えておきましょう。このように広告・宣伝はその内容だけではなく、掲示方法でも違反となるケースがあるので注意が必要ですよ。

適度な射幸性はパチンコならではの魅力です。その魅力をお客様に伝えることについて、そこまで基準を厳しくする必要はあるのかと疑問を持たれる方もいるかもしれません。しかし、すべてのパチンコ店はその基準を守ることを前提に営業許可を得たのであり、営業許可の前提を覆すようなことをすればと罰則が適用されるのは当然です。警察庁は、パチンコ業界として広告・宣伝規制が守られているかをチェックする仕組みの構築も求めています。近い将来、ホルルの広告・宣伝を監視する機関が生まれる可能性もないとは言えません。そうした事態にならないよう広告・宣伝規制に関する理解を深め、遵法営業に努めてください。

# 銀世界の裏

68

ものわすれ

文・綾小路杏

イラスト・末永士朗

転職先が決まった。

36歳。未婚、彼氏なし。

やや口うるさい両親と今年も同居継続。

ちゃんと有給内で調整してるのね。

お気に入りの若い子ちゃんなんて、普通に遊んで有給休暇を全部消化してるんだけど、そっちには何も言わない。

女子短大を卒業して、旅行代理店の窓口を担当。

来店したお客さんに旅行プランを提案したり、航空券などを発行したり。

そんなわけで、私も退職。

高齢化社会に向け、これからは介護の職だと思い、資格取得を目指した。

仕事はイヤではなかったが、数年前に転任してきた上司がイヤなヤツで、人間関係に疲れて退職を決意。

まあなんとというか、カワイイ若い女の子だけヒイキする感じ。

先に辞めた先輩からは、「介護ヘルパー2級を取得したものの、あまり仕事がまわってこない。あのままイビりに耐えてたほうが良かったかも」なんて暗い話を聞いていたから、私もそう簡単に仕事がまわって来ないかもと思いつつ。

昨年辞めた先輩は、もっとツラかったと思う。子供がいたんだけど、どうしても子供の病気や学校行事で休むことがあると、そのたびにネチネチといじめられたらしい。

でも進むしかなかった。

資格自体は、あっさりとれ、心配だった登録先も、縁あってすぐに

地域の介護支援センターに決まった。

先輩には悪いけど……やっぱり未婚で若いから……かな?!

ちよつとした研修を終え、一人で介護者の自宅を訪問することになった。

これからは、私一人で責任を持って仕事をしていかななくてはならない。

一人暮らしの高齢者の自宅を私だけで訪問し、私だけで作業を終わらせる。

掃除をしたり、食事を作ったり、買い物に行ったり。

若くて元気な私たちからしてみると、当たり前のように簡単にできることばかりだが、高齢になってこれらのことがうまくできなくなる。

そして、そんな簡単なことばかりなのに、ひとつ間違えれば生死に

関わる。責任は重大だ。

子供の頃から優しいお祖父ちゃんお祖母ちゃんに可愛がられた。

そして、そのお祖父ちゃん、お祖母ちゃんが寝たきりになって、両親が介護に苦労していたことも覚えている。

介護される側にとっても、その家族

にとっても、負担を少しでも減らすことができる仕事は、やりがいのある仕事だと感じていた。

担当している中に、73歳のSさんがいる。

裕福ではあるが、旦那さんを早くに亡くし、子供もいない。兄弟姉妹もいないと聞く。



完全な「天涯孤独」。

まだまだ「若い」ほうではあるが、会話をしている「あれ?」と思うことが増えた。いわゆる「物忘れ」だ。

すぐにSさんのことを責任者であるケアマネージャーさんに連絡した。

しかしケアマネさんは、「状況的にはまだ軽いので、少し様子を見てあげてください」ということだった。

自分だけが心配しても仕方ないし、とりあえずケアマネさんの見解を信じることにした。

そんなある日、Sさんに「タバコ

を吸うの？」と聞かれた。

私自身がタバコを吸うわけではないが、そう聞かれるにはワケがあった。

パチンコ店だ。

前の職場を辞めるちょっと前から、ストレス解消としてパチンコをやり始めていた。

転職してストレスはなくなっただけ、なんとなく休日など、家に居てもやることがないのでパチンコをやることがある。

パチンコ店は一生懸命空気清浄機をかけてニオイを消そうとしているけれど、そんなもんじゃあのニオイは消せない。

どうやら、コートにニオイが染み付いてしまったらしい。消臭剤はかけているのだけれど、

Sさんには気付かれたらしい。

「あら、パチンコ？……そんなもの、楽しいの？」

Sさんはちょっとイヤな顔をした。

「あんまりねえ、ああいうものは好きじゃないわね」

そのSさんの言い方にちょっとムカツときて、思わずパチンコを擁護するようなことを言ってしまった。

「いやでも、脳への刺激があつてポケ防止になるらしくて。悪い面ばかりじゃないですよ？」

その言葉を、後日後悔することになるとは……。

私が気付く以前に、Sさん自身が物忘れがひどくなっていることを気にしていたようだ。

私の「ポケ防止になる」という言葉に、物忘れを治したい一心でパチンコ店に入ったそうだ。

パチンコをどうやれば良いのかわからないSさんに、店員さんや周りのお客さんが丁寧に教えてくれ

たらしい。しかも3万円も儲かったようだ。

すっかりSさんはパチンコが好きになってしまった。

しかし、いい人ばかりではない。

Sさんがパチンコの仕組みがよくわかってないこと、加えて軽い認知症であることに気付き、騙してやろうと近づいた者がいた。

Sさんが一万円札を入金し、遊技を始めて少し経ったところでソイツは声をかける。



「おばあちゃん、そこ僕が打つて  
たんですよ。お金も入ってたと思  
うけど」

物忘れを気にしているSさんはす  
ぐに、「あら嫌だ。ごめんなさい  
どうすればいいかしら。このまま  
お渡しすればいいかしら…」と自  
分に非があったと勘違いしてしま  
う。

「いいですよ……。あれ？少しお  
金が足りないな……。おばあちゃ  
ん、僕のお金で打っちゃったでし  
ょう?」

「えっ?あの……ごめんなさい。  
すぐに払いますから」

そんな感じで小金をせしめる。

また、Sさんが大当たりした玉を  
ドル箱ごと足元から持っていった  
ようだ。

Sさんにわかるのはおそらく目の  
前のパチンコ台の状況だけだった  
ろうと思う。



足元に何箱あるのかなどは全くわ  
からないだろう。

そうやって悪いヤツはSさんから  
お金をむしりとつたらしい。

数か月後、Sさんがカモにされて  
いることに店員さんが気づき、警  
察を呼んだことでSさんの被害も  
終わった。

Sさん、ごめんなさい。

私が余計なことを言ったばかりに。

Sさんのような認知症患者は全国  
に460万人ほどもいるらしい。

気付かないだけで、同じような被  
害を受けている人がいるのかもし  
れない。

誰が、どうしたら助けてあげるこ  
とができるのだろうか……。

自分の無力さに歯噛みした。

この物語はフィクションです。  
実際の出来事を参考に書いていますが、  
現実に存在する人物像や事件とは  
一切関係ありません。

## 銀世界の裏

# 警察庁保安課長の講話から 業界のあるべき姿を占う



## 三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第

二東京弁護士会)し、

大手企業の法律問題

を扱う法律事務所勤

務を経て

平成8年 早稲田大学大学

院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所

開設

現在、パチンコホー

ルを始め企業関連の

民事事件を手がける

## 1

### 保安課長の通知

楠芳伸警察庁生活安全局保安課長は、平成26年1月24日に開催された全日本遊技事業協同組合連合会(全日遊連)理事會にて講話した。

講話内容は多岐にわたるが、警察庁がパチンコホール業界をどう見ているのか、そして今後どのような方向に導いて行こうとしているのかを知るには、示唆に富む内容である。

以下、多岐にわたる講話内容から、興味深いテーマを抽出して検討する。

## 2

### 手軽に安く安心して遊べる

#### 遊技ができる環境の

#### 整備について

楠課長は、講話の冒頭で、近年のパチンコの市場規模が縮小するなか、一部のヘビーユーザーへの売上依存度が高まっている点に対する危惧を表明している。

以前パチンコをやっていたが、今はやめてしまった人には、タバコの煙や騒音以上に、遊技料金が高いことや、遊技時間が長くなる(中々プレイを切り上げることができない)ことに嫌気がさしてプレイしなくなった人が多いという。このことは、当たりは大きいかなかなか当たりが来ないという高い射幸性を示す遊技機の特徴が反映した遊技料金の高額化や遊技の長時間化がライトユーザーに敬遠されていることを物語っている。

現在、ホール業界の団体と遊技機メーカーの団体とが協力して、射幸性を

## 3

### のめり込みの問題への対策

抑えたゲーム性のある遊技機の開発も進んでいるとのことであるが、個々のホール業者としても、このようなライトユーザーの積極的な取り込みを営業戦略の中核に据える必要がある。

のめり込みの問題に関する従来の警察庁の姿勢は、専らホール業界に対してその原因となる射幸性頼みの営業方法からの脱却を促すことに力点があったように思われる。しかし、今回の講話では、業界が自らの産業に伴って発生した社会的な問題であることを自覚して、のめり込み回復支援団体への支援を拡大するように提言している。これは、のめり込みに悩み苦しむユーザ



「すなわち消費者の立場にも立った対策を促すものといえ、消費者保護の視点も加味して行こうという方向性を示すものと捉えられる。

私見であるが、ホールの業界団体が、一方で社会福祉や防犯活動、学術・文化活動等の社会貢献活動をしていても、他方で自らの産業のマイナス面であるのめり込みの防止・救済に十分な対応をしていないというのでは、せっかくの社会貢献活動も旦那衆の道楽としか見られないのである。

## 4

### 遊技機の不正改造の 絶無について

今回の講話では、不正改造は、業界団体の取組みの成果により検挙件数は減少傾向にある反面、手口が一層複雑巧妙化して潜在化し、根強く、相当数存在しているとの認識が示された。また、不正改造事犯の絶無には、経営者・幹部のみならず従業員の末端まで重要な問題であるとの認識と強い責任感を持って取り組むことが必要であることが強調された。

遊技機の無承認変更は、例え一従業員がゴト行為に加担したという場合で

あっても、営業者に営業停止又は風俗営業の許可の取消しという行政処分（風適法26条1項）が課されるが、当該従業者が無承認変更で罰金以上の刑に処せられると、営業者にも両罰規定で罰金刑に処せられ（同法50条1項1号）、その結果、風俗営業者としての欠格事由が生じ（同法4条1項2号ロ）、最終的には全店の許可の取消しということにもなりかねない（同法8条2号）。

不正改造の根絶には、経営者の意識だけではなく、従業員一人一人への関係法令の知識及び遵法精神の教育の徹底が必要なのである。

## 5

### 賞品に関する問題について

今回の講話では、賞品（景品）について最も多くの時間が割かれ、賞品買取の絶無、賞品取りそろえの充実、そして、適切な賞品提供の徹底の3点が取り上げられた。警察庁が賞品の問題を重視していることの証左といえよう。まず、第1点の、ホール経営者の賞品買取の絶無について述べる。

この点について楠課長は、平成25年10月に景品の自家（直）買い・現金提供

の禁止違反でホール業者等が摘発（逮捕）された事案を挙げ、これが「都道府県遊協の元幹部が営業するばちんこ店で賞品買取りが行われていた」ことから、「（ホール）業界の営業者に対しても、あたかもそういった不正がまかりとおつてもいいのではないか、との風潮を助長する」として、業界全体に換金のための自家買いや買い取らせに安易に手を染める風潮があることを示唆し、「そのような風潮の絶無を期して頂きたい」と釘を刺した。

現金提供・自家買いの禁止等の規制（風適法23条1項）は、パチンコの射幸性を抑制して賭博罪（刑法185条）に該当しないことを担保するという根源的な、そして、極めて重要な規制であることを銘記すべきであろう。

次いで、賞品に関する問題のうち、第2点の賞品取りそろえの充実については先に本欄で触れたので割愛し、第3点の適切な賞品提供の徹底について述べる、

この点について楠課長は、等価交換規制（等価性の基準）（風適法19条、同法施行規則35条2項1号イ）の遵守の問題として、換金等価営業の問題点を指摘すると共に、市場性のある賞品の提供すべきことを指摘した。

等価交換規制とは、「当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品」を賞品として提供しなければならないとする規制で、例えば、4円玉125個・20円メダル25枚（いずれも500円が「遊技球等の数量に対応する金額」となる）に対しては通常の小売価格500円の品物を賞品として提供しなければならないという規制である。

個人的な見解だが、等価交換規制を換金等価営業の許される根拠であるかのように（都合よく）誤解している業界関係者が少なくないようである。

換金等価営業とは、例えばホールが1050円で仕入れた賞品を、1000円分の出玉に対して提供し、買取所がこれを1000円で買取るということである。

しかし、経済の一般常識からは、正しい意味での等価交換規制にいうところの通常の小売価格が1000円の物品を、1050円という逆ザヤで仕入れるということはあり得ないことであり、その逆ザヤ分は間接的に買取所に資金を提供していることにもなる。このように、換金等価営業は、それ自体がホール業者の換金への関与を前提とするもので許されるものではないので

**ポイント**

今回の講話では、  
 賞品（景品）について  
 最も多くの時間が割かれ、  
 賞品買取りの絶無、  
 賞品取りそろえの充実、  
 そして、適切な賞品提供の徹底  
 の3点が取り上げられた。

警察庁が  
 賞品の問題を重視していることの  
 証左といえよう。

ある。

また、これとは別に、市場価格のない無価値な賞品を提供することは、等価交換規制から許されないばかりか、やはりホール業者の換金への関与を前提とするもので許されるものではない。

## 6

### 誤った認識からの脱却を

今回の講話の結びの一節には、「不適切な営業実態を慣習として既得権益

のように考える違法営業者については、警察として、一切手を緩めることなく、取締りを進めていくつもりです」とある。

特にホール経営者としては、釘曲げや換金のための自家（直）買いや買い取らせが既得権益として認められたとの誤った認識から脱却し、法令の規制の基本をもう一度原理原則に立ち返ると共に、安く気軽に安心してプレイできる大衆娯楽としてのパチンコの原点に立ち返る必要がある。

データでみるパチンコ業界

# Yesterday, Today And Tomorrow

第八十回

## 来店のきっかけを作るために ユーザーの情報収集源は

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所

### 経営に欠かせない 情報戦略

新年度が近づき、進学や就職、引越など人が移動するシーズンになって来ました。パチンコ店にとって、新しいお客様を獲得する時期と言えるでしょう。その好機を逃さないために、パチンコをする人は何を使って情報収集をしているのかをエンタテインメントビジネス総合研究所「パチンコ・パチスロプレイヤー調査2014」のデータから確認していきましょう。情報戦略はパチンコ店の経営にとって重要な要素です。どんな情報をどんな媒体を使って送り出すか。どうすれば情報が伝わるのか。複合的に戦略を練る必要があります。

### ほぼ半数が 「店内」の告知物 を利用

図1は過去1年間にパチンコ・パチスロで遊技したことのある人（遊技者）に、設置機種や新台入替の情報入手先について質問した

回答結果です。

回答で最も多いのは「店内」でした。49・5%とほぼ半数に達しています。これは来店されたお客様が店内で告知されている情報に対して、高い関心を持っていることを示す数字です。パチンコ店にとってはたいへん心強いデータでしょう。実際に店舗に足を運び、遊技に関心を持っている方に、自店で発信する伝えたい情報をご覧いただけるわけですから、再来店の機会づくりがしやすいと言えます。

### 新規顧客を 獲得するコスト： 1対5の法則

パチンコ店の店舗内では、「次の入替はいつで新機種がいつ入る」という告知が目立つ様に貼り出されています。まさにお客様に再来店を促す手段です。映画館でも本編が始まる前に予告編が上映されます。将来上映される映画を紹介し、再訪を促しているわけです。

マーケティングで使われる言葉

に「1・5の法則」というものがあります。新規顧客に販売するコストは既存顧客に販売するコストの5倍掛かるという法則です。来店されたお客様が店内の情報に関心を持っているというこのデータから、既存のお客様に再来店を促すコストは比較的低くなります。

## 今でも 集客策として 期待される 「新聞折込チラシ」

情報の入手先として、2番目に多かったのは「新聞折込チラシ」（23・9%）でした。「店内」の半分以上です。広告宣伝の規制基準が明確化されて以降、パチンコ店が新聞折込チラシを利用する機会は減っていると言われています。それでも、新台入替の有力な告知手法として継続的に利用されています。

「店内」の告知とは異なり、自店を知らない方へも広く情報を伝達出来る手段です。自店に来ていない方に対し、新たに来店を促すには新聞折込チラシは有効でしょう。

う。しかし、パチンコの参加率が10%程度に減少している（「公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書2013」」）ことを考えると、計算上9割の折込チラシはパチンコをしない方のところへ届けられていることとなります。新規顧客を獲得するためには法則通り相応のコストがかかるようです。

## よく行く店が 複数だと 「新聞折込チラシ」 利用率が高い

表1は「新聞折込チラシ」の利用率を、ユーザーの行く店の数別に見たものです。よく行く店が「1店舗」の遊技者は、16・7%と2店舗以上の人に比べ利用率が低くなっています。

「2店舗」だと26・5%、「3店舗」では29・6%とほぼ3割まで上昇します。「4店舗以上」でも23・9%が利用しています。1店舗に絞り込むお客様より、情報を基に行くパチンコ店を選別傾向があるでしょう。

逆に情報収集源について「いず

れも利用していない」と回答したユーザーに行く店の数別に見ていると、「1店舗」は35・1%であり、2店舗以上のお客様では20%以下です。よく行く店が「1店舗」のお客様は、「どの店にいくか？」という比較や選択をせず、新台入替などの情報に対してあまり関心を示さないと考えられます。

## 変わる 「店頭」の見せ方

情報の入手先として3番目に多かったのは「店頭」でした。22・4%の回答で、「新聞折込チラシ」とそれほど差はありません。

店舗自体で来店を促す手法はパチンコ店は以前から得意でした。30年ぐらい前でしたら、ネオンできらびやかな装飾がパチンコ店らしさだったでしょう。当時は、軍艦マーチというパチンコ店ならではのBGMも使われていました。もう少し時代が新しくなると、F1グランプリのテーマ曲が頻繁に使われるようになります。この曲もパチンコ店らしいテーマミュージックと言えるでしょう。看板や音楽で、パチンコ店らしさをアピ

ールし、店の前を通る人を呼び込もうとしていたのが当時のパチンコ店でした。

しかし、今ではパチンコ店にも変化が求められています。東日本大震災後、パチンコ店は電気を浪費する業種として批判を浴びました。明るい看板やネオンサインは電力を浪費するイメージが強くなります。また、街の景観という点でも批判を受けることがあります。新たな店頭の告知が望まれているのです。

「店頭」の告知は、店の前を通る人たち、近隣で生活する人々に自店の存在を示すことが出来るのが強みです。既存のお客様も店頭告知が変わっていったら、それを契機に再来店してくださるかもしれません。引越しや通勤、通学先が変わるなど、春から新たな生活を始めた方々が、パチンコ店の存在に気づくこともあるでしょう。新規のお客様を獲得出来る告知方法と言えます。

## まずは 離反防止を

情報収集源として4番目に挙げ

# 来店のきっかけを作るために ユーザーの情報収集源は

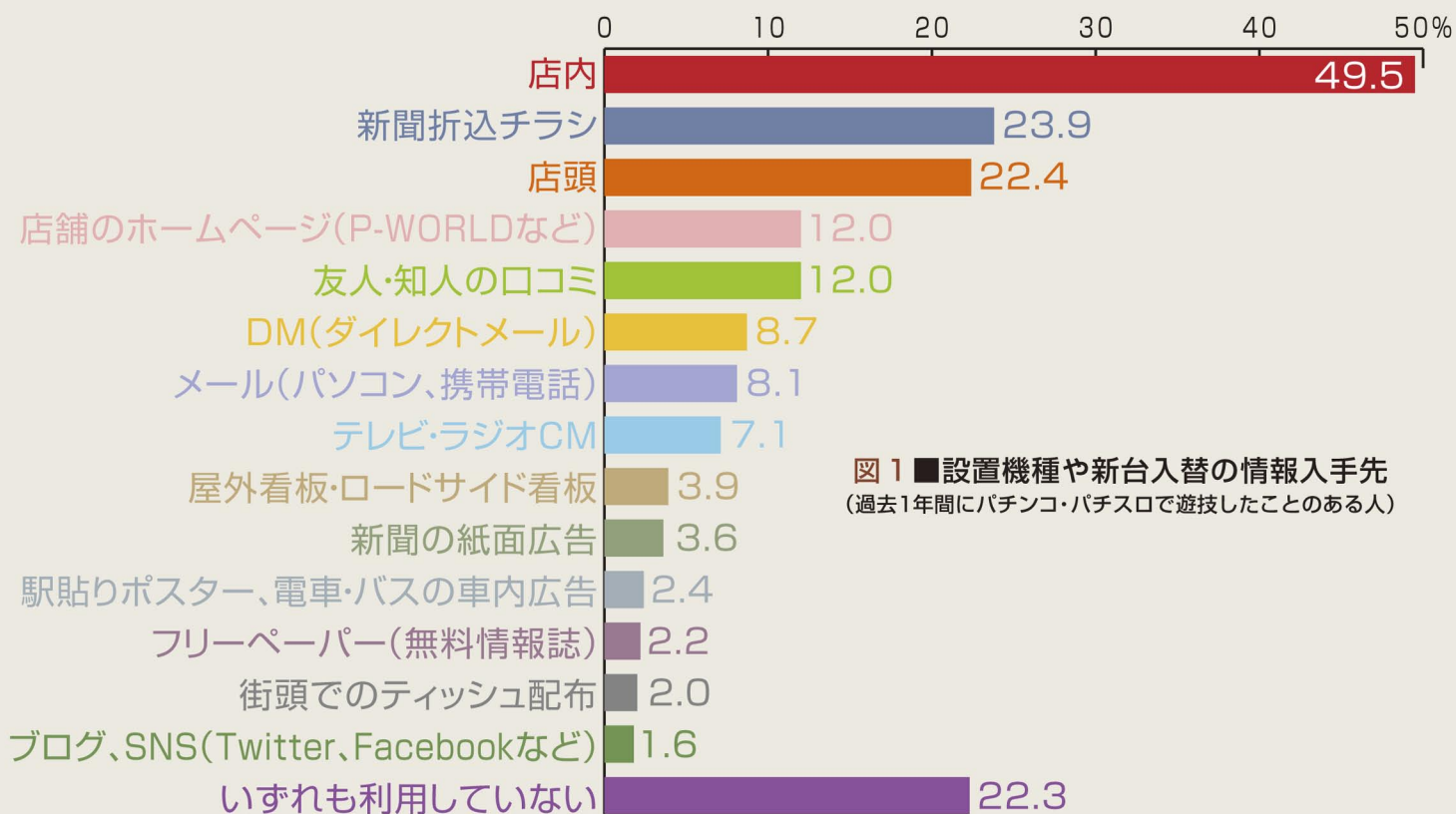


図1 ■設置機種や新台入替の情報入手先  
(過去1年間にパチンコ・パチスロで遊技したことがある人)

株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所「パチンコ・パチスロプレイヤー調査2014」

表1 ■「新聞折込チラシ」の利用率

| よく行く店の数     | 1店舗   | 2店舗   | 3店舗   | 4店舗以上 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 新聞折込チラシ     | 16.7% | 26.5% | 29.6% | 23.9% |
| いずれも利用していない | 35.1% | 17.6% | 15.1% | 13.5% |

られていたのは「店舗のホームページ」と「口コミ」でした。「DM(ダイレクトメール)」や「メール(パソコン、携帯電話)」を情報源にしている人もいます。口コミ

は昔から強力な宣伝媒体です。そしてパソコンや携帯のメールは有力な媒体として伸長しています。今ではお年寄りも含めほとんどの方が携帯電話を持っています。これからはパチンコ店も電子媒体を無視しては情報戦略が立てられなくなるでしょう。

集客のために利用できる手法は大いに活用すべきでしょう。ただ、遊技人口が減ってきている時期に告知手法だけに頼っていてはいけません。来店のきっかけを作るのは、新台入替や設置機種情報の告知かもしれま

せん。ただ、それ以上何回も来店いただくための条件は、一度来店されたお客様が不満を感じることなくお帰りになることでしょう。

新規のお客様を獲得するには既存のお客様に再来店いただく5倍のコストがかかります。また「5・25の法則」といって、顧客離れを5%止めればその利益率は25%改善されるという法則も知られています。一度来店されたお客様に継続的にご来店いただけるよう、新規顧客獲得とのバランスを計りながら経営を進めていくことが必要になるでしょう。

広告・宣伝については規制を守り、お客様の射幸心を煽らないよう細心の注意を払うことが大前提となります。経営者の皆さんは従業員がこの規制を遵守するよう常に指導しなければなりません。違法な行為で顧客確保をすることはお客様の信頼を獲得することは出来ないからです。

# KiK NEWS お知らせ

## 誓約書の申請書類の流れ

### 編集後記

「〇」の業界にはよくわからない言葉がよく出てくる。  
 「二物一価」とはなんだかわからず教えを受けた。ホールの景品はパチンコも、パチスロもおなじ等価であることと理解した。  
 そうしたら今度は「二物二価」という。パチンコだけの商品とスロットだけしか入手できない商品を「二物一価」というのだそうだ。  
 警察庁見解は確かホール内では「二物一価」でなければいけない、という判断だったはず。なぜこんなわかりにくい言葉が生まれるのか、不思議だなあ。  
 (F)

一二陸海岸の大槌町を取材で訪れた。3年前、震災直後に宮城で会ったNPOのメンバーから「津波で町がなくなってしまった。こんな経験はありませんでした」と町の様子を聞いた。アフリカなど諸国で活躍する災害救助のベテランだった。  
 現場を見て言葉が大きさではなかったことを知った。駅などがあつた市街地が何もない平坦な土地になっていて。時間をかけて築き上げたものが一瞬で破壊される。自然の為せる技としか言いようがない。多大な被害を被つたが、地元は必死に復興に取り組んでいる。  
 あの震災を忘れてはいけないと改めて思う。  
 (T)

土曜日、朝一で地元のホールに入店したところ、いつもは閑散としたミラクルジャグラーKが満席。しかも打っているのは常連のおじさんではなく、若者ばかり。当然、何かあると思つてパブリックコメントでは...  
 いたところ「今日の全6はミラクルだとよ」というお客さんの声が聞こえてきた。「なんだ、そりや」と思い、近くの別ホールに行くと、今度は店内で「ジャグラーは全台3以上確定、1と2は排除しました！」などと普通にアナウンスしている。この業界は大丈夫なのだろうか？一昨年暮れの風営法施行令改正時のパブコメでは、届いた意見の多くが、「そもそもパチンコは無くすべき！」というものであつたと聞かすが...  
 (H)

「誓約書関係の書類はどこに送ればいいのでしょうか」。各地のホールから機構事務局に毎日、頻繁に問い合わせの電話が入って来ます。組合員の方の書類は各都府県方面の遊協を通じ、全日遊連に送られ、そこから機構事務局に回ってくる仕組みになっています。県遊協の方からの問い合わせも多いので、改めて誓約書提出の手続きについて説明します。

各地の都府県方面遊協に加入されているホールの場合（加盟予定も含む）

誓約書の提出先は所属している各地の組合になります。所定の用紙が各組合事務局に保管してあるので、そこから用紙を取り寄せて下さい。必要事項を記入のうえ、同じ組合に提出します。書類は地区組合から全日遊連に送られ、処理を経たうえで機構事務局に回って来ます。

組合に加入していないホールの場合

機構事務局に電話やファックスで連絡して頂ければ、所定の用紙をお送りします。電話申し込みの場合でも、機構事務局が書類を送付するために店名、電話番号などが必要なため、結果的にファックスで申し込みを受けることとなります。送られてきた用紙に必要事項を記載の上、機構事務局に返送して下さい。

新規の開店などに加え、店名の変更や法人名称の変更、代表者の交代などの場合、誓約書を再提出することになります。ただし、市町村合併などで住所の名称が変更になった場合は、再提出の必要はありません。機構ホームページでのホール表示は当該ホールに確認のうえ、新住所で掲載しています。

### 機構事務局へのお問い合わせは

電話番号 03-3518-2062  
 FAX番号 03-3518-2063

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

# 不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



おかしいと思ったらすぐご一報を  
<http://www.suishinkikou/or.jp>

遊技産業健全化推進機構

Organization for  
the Sound Development of  
the Pachinko & Pachislot Industry